

日 本 史

I 次の文章を読んで、下記の問いに答えなさい。(問1から問4まですべてで400字以内)

多元性や分権性は、地域性として現れるのみではなく、あらゆる場面で見てとることができる。先に見たように、(a)鎌倉幕府は、将軍と主従関係にある武士であっても、そのイエの問題に立ち入ることはできなかつた。武士のイエ一つ一つが独立的な世界であつて、その内部では家長こそが「公」権力だつたのである。「公」権力が幕府や朝廷に一元化されず、さまざまな集団や階層に分有されていたのが中世社会である。(中略)徳政令のはじまりは鎌倉幕府が御家人を対象に発した (b) であつたが、徳政令への期待は御家人にとどまらず、多くの人々に広まっていった。(c)彼らは将軍の代替わりや飢饉などの機会をとらえては、徳政令の発令を求めて徳政一揆を起こした。(中略)ただし徳政一揆で注目されるのは、幕府に徳政令を要求するのみならず、自ら実力で債務破棄などを実行する (d) を行っていることである。徳政一揆に集つたのは、都市民や農民、武士など、さまざまな身分・階層の人びとであつたが、(d) が行われた地域では、一時的にはあれ、彼らこそが「公」権力であつた。(中略)こうした多元的・分権的な社会では、現代のように役所や警察にいけば、自分の身の安全や権利を守ってもらえる、というわけにはいかない。我が身は自分で守らなければならない。(e) の世界であるが、より正確に言えば、どのような手段をとればよいか、誰が(どこが)もっとも頼りになるか、自分で見定めなければならなかつたのである。

(高橋典幸/五味文彦編『中世史講義一院政期から戦国時代まで ちくま新書』より引用。
但し、一部改変)

問1 下線部(a)に関して、鎌倉幕府が1232年に制定した基本法典の立法趣旨を簡潔に説明せよ。

問2 (b) に入る語句を記せ。また、(b) の具体的内容と歴史的意義を説明せよ。

問3 下線部(c)に関して、1428年に発生した徳政一揆の名称と、その徳政一揆についての記述がある尋尊が編纂した書物名を記せ。また、そのような室町時代後期の徳政一揆が広汎に起こりかつ頻発した理由を、寺院もその襲撃にあつた事情と (d) に入る語句を踏まえながら、当時の社会経済情勢を考慮して説明せよ。

問4 (e) に入る、中世において認められていた社会通念を記せ。

Ⅱ 次の文章を読んで、下記の問いに答えなさい。(問1から問4まですべてで400字以内)

(a)美濃部によれば、「立憲政治」の説明が適用される範囲は、日本の内地のみであって海外植民地には適用されない。海外植民地には「立憲政治」は行われていないのであって、今日も「専制政治」の状態にある。要するに植民地は国家統治区域の一部でありながら、内地と国法を異にし、特に憲法を異にする。憲法が最高の統治組織に関する部分を除いては行われない区域である。それを美濃部は「異法区域」あるいは「特殊統治区域」と呼んだのです。これが1911年から1912年当時の憲法学者美濃部達吉の植民地観でした。(中略)(b)海外植民地である朝鮮・台湾・樺太や関東州租借地の人民は、(c)帝国議会に代表者を出す権利は与えられず、また憲法上の自由権も認められてはいませんでした。「司法権の独立」も完全ではなく、行政権と立法権との分立もありませんでした。さらに、非常に包括的・一般的な立法権の委任が植民地や租借地では行われていました。そのような立法権の委任は、憲法を前提とする限りは考えられないことです。もし憲法が朝鮮・台湾にも効力を及ぼしているならば、帝国議会の協賛を経ない(d)総督による立法は明白な憲法違反です。(中略)このような違憲状態は、植民地においては憲法は行われていないという前提によってのみ、すなわち植民地は「異法区域」という概念を前提としてのみ、植民地立法は説明しようというのが美濃部説だったのです。

(三谷太一郎著「日本の近代とは何であったかー問題史的考察 岩波新書」より引用(但し、一部改変)

問1 下線部(a)に関して、この人物が1912年に公刊した憲法教科書名を記せ。また、この著書内で発表された大日本帝国憲法上の天皇の地位に関する学説を記したうえで、後にこの学説を国体に反するものと断定した、合法的無血クーデターとも呼ばれる声明の歴史的意義を説明せよ。

問2 下線部(b)に関して、これらの地域が植民地となった経緯をそれぞれ説明せよ。

問3 下線部(c)に関して、明治憲法の制定は政党政治の発展にとって重要な意義を持っていたが、その点において帝国議会が果たした役割を説明せよ。

問4 下線部(d)に関して、朝鮮および台湾の初代総督名をそれぞれ記せ。

Ⅲ 次の3つの史料は、1945年7月26日に発表されたポツダム宣言の抜粋およびGHQが作成した新憲法啓発のためのポスターの一部である。これを読んで、下記の問いに答えなさい。
(問1から問5まですべてで400字以内)

史料1

一、吾等合衆国大統領、(a) 中華民国政府主席及「グレート・ブリテン」国総理大臣ハ吾等ノ数億ノ国民ヲ代表シ協議ノ上日本国ニ対シ今次ノ戦争ヲ終結スルノ機会ヲ与フルコトニ意見一致セリ

(中略)

十、吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隷化セントシ又ハ国民トシテ滅亡セシメントスルノ意図ヲ有スルモノニ非サルモ、(b) 吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ、嚴重ナル処罰加ヘラルヘシ。日本国政府ハ (c) 日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スヘシ。言論、宗教及思想ノ自由並ニ(d) 基本的人権ノ尊重ハ確立セラルヘシ(後略)

史料2



史料3



(写真・毎日新聞社)

- 問1 史料1の宣言発表の際、当初はソ連がこの宣言に加わらなかった理由を説明せよ。
- 問2 下線部(a)に関して、中国と日本との間の戦後処理を、国際情勢を考慮しながら説明せよ。
- 問3 下線部(b)に関して、実際に行われた処置を具体的に説明せよ。
- 問4 下線部(c)に関して、戦前に存在したこのような傾向の具体例を挙げよ。
- 問5 下線部(d)について、基本的人権の中で特に平等権に焦点を当てる場合、それに関して戦後においてどのような改革が行われたか。史料2または史料3に描かれていることと関連させながら2つ以上説明せよ。